

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（「以下 社会福祉事業団という。」）業務委託一般競争入札要領、入札告示のほか、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団が発注する業務委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 業務委託概要等

入札対象業務

ア 件名	あさか向陽園給食業務委託		
イ 場所	埼玉県朝霞市青葉台1-10-60		
ウ 期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで		
エ 概要	社会福祉施設給食調理業務委託		
	利用者定員	指定障害者支援施設	40人
		短期入所	6人
		就労継続支援B型	40人
	食事提供時間	朝食	7:45
		昼食	11:45
		夕食	18:00
	提供食事数	概ね1日	160食
	食事内容	主食（3種類）	
		副食（6区分）	
		制限食等	

2 入札の方法等

(1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領に基づき、入札日及び入札時間内に入札書を持参する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加者は、入札説明書、契約書、給食業務委託仕様書その他の資料を熟知の上、入札しなければならない。この場合、当該仕様書等について質疑がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 郵送、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。

(4) 競争入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

3 入札参加資格審査

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料の書類を2部提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書、一般競争入札参加資格等確認資料

ア 提出方法

下記の場所に2部提出すること。（事前に電話により時間を連絡し調整すること。）

〒351-0016

埼玉県朝霞市青葉台1-10-60

埼玉県社会福祉事業団 あさか向陽園 庶務担当

電話 048-466-1411

FAX 048-467-4127

イ 提出受付期間

令和3年5月24日（月）午前10時00分から

令和3年6月22日（火）午後 4時00分まで

各日とも午前10時00分から午後4時00分まで。

（午後0時から午後1時までを除く。）

（この提出受付期間を過ぎて提出した一般競争入札参加資格等確認申請書等は無効とする。）

(2) 資格審査書類

資格審査にかかる書類を別紙「入札参加資格審査に係る確認資料の提出について」に基づき提出すること。

(3) 入札参加資格の確認通知

公告文にある入札参加資格条件を全て満たした者とする。

ア 確認通知

入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格等確認申請書等を提出した者にファクシミリにより通知する。

イ 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はファクシミリにより通知する。

ウ 入札参加資格の確認に係る通知日及び提出期限等

① 入札参加資格の確認通知日

令和3年6月29日（火）

② 「入札参加資格なし」確認結果通知日

令和3年6月29日（火）

③ 入札参加資格の有無の再確認請求期限

令和3年7月1日（木）正午まで

④ 再確認の結果通知日

令和3年7月2日（金）正午まで

4 質疑に関する事項

業務仕様書等に関して質疑がある場合は、埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園へファクシミリにより質疑書を提出すること。

ア 受付期間

令和3年6月29日（火）午前10時00分から
令和3年7月6日（火）午後 4時00分まで
各日とも午前10時00分から午後4時00分まで。
（土・日曜、祝日を除く。）

イ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和3年7月12日（月）午後3時00分までに入札参加者全員にファクシミリにて送付する。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 入札日

令和3年7月28日（水）午後2時00分から

(2) 入札場所

埼玉県朝霞市青葉台1-10-60
埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園 多目的室

(3) 開 札

入札終了後直ちに開札する。

6 入札保証金に関する事項

有り

(1) 入札保証金の率

見積金額の100分の5以上

(2) 入札保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

イ 入札する場合において、過去2年間に国、県又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、そのものが契約を締結しないおそれがないと認められたとき

ウ その他上記に準ずる場合であると認められたとき。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後還付する。

ただし、落札者の入札保証金は落札者が納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

- イ 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。
- ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(2) 提出書類

- ア 入札金額見積内訳書（1 回目のみ）を入札書とともに添付、又は提出すること。
- イ 入札にあたっては、3 年分の金額を記載すること。
- ウ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

- ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は 2 回とする。
- イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

- ア 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領（「以下会計事務処理要領という。」）第 2 章第 6 節第 2 の 4（1）の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲以内の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

(5) 最低制限価格

設定しない。

8 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 会計事務処理要領第 2 章第 6 節第 2 の 5 の規定に該当する入札書
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書
- (5) 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものとは異なる方法により提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書
- (6) 提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入札者の押印のない入札書
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所の押印のない入札書
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - オ その他業務委託一般競争入札要領第 2 2 条に該当する入札

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金の免除

次の各号に該当する者に限り、その全部又は一部を免除することができる。

ア 落札者が保険会社との間に事業団を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者が過去2年間に国、県又は事業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、そのものが契約を締結しないおそれがないと認めるとき。

ウ その他上記に準ずる場合であると認めるとき。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金は、契約締結し、誠実に業務遂行1ヶ月後還付する。

10 代行保証人に関する事項

契約の相手方は、契約に当たって、代行保証人を附するものとする。

なお、代行保証人は、落札者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するものとする。

11 契約書作成の要否 要

なお、契約の時期については、埼玉県社会福祉事業団理事会の承認後に契約を締結する。

また、決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

12 その他必要な事項

(1) 入札参加者が、業務委託入札に関して要した経費は、すべて当該競争入札参加者が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒351-0016

埼玉県朝霞市青葉台1-10-60

埼玉県社会福祉事業団 あさか向陽園 担当：庶務担当

電話 048-466-1411 Fax 048-467-4127

- 1 入札参加資格審査に係る確認資料の提出について
本入札参加希望者は、以下の書類を提出すること。
 - (1) 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式2号)
 - (2) 一般競争入札参加資格等確認資料(様式2-1号)
- 2 一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出方法
次の書類を提出すること。
 - (1) 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式2号)
 - (2) 登録等の状況(様式3号)
 - ・ 法人登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
 - ・ 埼玉県の登録について、それぞれ所管官庁の受領印等のある写しまたは有効な証明書類
 - (3) 同種業務の履行実績(様式4号)
 - ・ 業務履行実績証明書(契約書の写し添付)
平成28年4月1日から令和3年3月31日までの過去5年間に、継続して1年以上誠実に履行した実績があること。
 - ・ 当該業務に配置予定の職員
免許書等の写し添付
 - ・ 予定される職員名一覧表添付
 - (4) その他指定する事項(様式5号)
 - ・ 給食業務における配慮について記入する。
 - ・ 環境問題の取り組み事例を記入する。

一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出先

〒 351-0016

埼玉県朝霞市青葉台1-10-60

社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団 あさか向陽園

※ このチェックリストは添付資料と一緒に綴じ込まずに提出してください。

業務委託の件名	あさか向陽園給食 業務委託
---------	---------------

※ 作成した書類には、□を塗りつぶして■にする。

※ 下記の書類に必要事項を記入する。

- 0 添付資料目次
- 1 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式2号)
- 2 一般競争入札参加資格等確認資料(様式2-1号)
- 3 登録等の状況(様式3号)
- 4 法人登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- 5 埼玉県の登録について、それぞれの所管官庁の受領印のある写しまたは有効な証明書類
- 6 同種業務の履行実績を有することの証明(様式4号)
- 7 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの過去5年間に継続して1年以上誠実に履行した業務履行実績(契約書の写し)
- 8 有資格者の免許等の写し
- 9 配置予定職員名簿
- 10 その他指定する事項(様式5号)

入札・契約事務に関する担当者連絡表

連 絡 先	商号又は名称	
	所在地	〒
	担当者部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	E-mail	

添付資料目次

業務委託の件名	あさか向陽園給食業務委託
商号又は名称	

- 0 添付資料目次
- 1 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式2号)
- 2 一般競争入札参加資格等確認資料(様式2-1号)
- 3 登録等の状況(様式3号)
- 4 法人登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- 5 埼玉県の登録について、それぞれの所管官庁の受領印のある写しまたは有効な証明書類
- 6 同種業務の履行実績を有することの証明(様式4号)
- 7 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの過去5年間に継続して1年以上誠実に履行した業務履行実績(契約書の写し)
- 8 有資格者の免許等の写し
- 9 配置予定職員名簿
- 10 その他指定する事項(様式5号)